

週休2日確保工事に係る特記仕様書

1 発注者指定型

○週休2日確保工事

- 1 本工事は4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定型の週休2日確保工事である。実施にあたっては「寒河江市建設工事週休2日確保工事实施要領」に基づくため、詳細については、実施要領を確認すること。
- 2 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
- 3 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、寒河江市建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 4 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 5 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 6 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 7 受注者は、週休2日確保工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 8 発注者は、当初（発注）時において4週8休以上の現場閉所に応じた経費の補正を行い工事費を積算しているため、現場閉所が4週8休に満たない場合は、4週8休以上の経費の補正を除して、工事費を積算するものとする。
- 9 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。
- 10 発注者は、週休2日確保工事において4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事实証証明書」を発行するものとする。
- 11 受注者は、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。
- 12 受注者は、工事名標示板に週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示すること。明示の方法は下図を参考にするものとし、監督職員と協議し決定する。

ご迷惑をおかけします
この工事は「週休2日」確保に取り組んでいます
〇〇〇〇〇〇を 行っています
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
〇〇〇〇〇〇工事
発注者 山形県〇〇総合支庁 建設部〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受注者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(図) 工事標示板への明示の例